

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約 胃部X線透視撮影装置（ESPACIO AVANT ローリング型X線管装置の管球交換）	No.5200860
工（納）期	令和 8年 3月31日	
契約締結日	令和 8年 1月14日	
契約金額	5,060,000円（消費税込み）	

契約相手方	富士フイルムメディカル株式会社 東京支社 (法人番号：1010401069517)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	修繕契約 胃部X線透視撮影装置（ESPACIO AVANTローリング型X線管装置の管球交換）
指名業者（案）	名称 富士フイルムメディカル株式会社 東京支社 代表者 支社長 田中 誠二 所在地 東京都江東区有明三丁目5番7号 TOC有明イーストタワー14階
特命理由	<p>本件は、胃部X線透視撮影装置の管球の交換を行うものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 当該装置の管球交換は2年に1回必要であるが、稼働状態の調整などの作業を伴うものであるため、本件業務を安全かつ確実に実施できる事業者は装置本体の製造会社であり、これまで保守業務を受託してきた上記業者のみである。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）